

委任状

令和 年 月 日

一般社団法人 盛岡市医師会長 殿

当院は、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日 健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。その後の改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された要件を満たしていることを表明し、一般社団法人盛岡市医師会（会長吉田耕太郎）に行政検査の実施に係る委託契約に関する権限を委任致します。

(委任者)

住 所	〒 TEL — —
医療機関名	
代表者名	印
実施する検査 及び 検査に使用する検体 (予定を含む)	<input type="checkbox"/> PCR検査 (唾液) <input type="checkbox"/> PCR検査 (唾液以外の検体 (喀痰、鼻咽頭拭い液等※)) <input type="checkbox"/> 抗原定性検査 (鼻咽頭拭い液) ※SARS-CoV-2 抗原検出用キットを使用した検査 <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 (唾液) <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 (唾液以外の検体 (喀痰、鼻咽頭拭い液等※))
感染対策の状況	<input type="checkbox"/> 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている (少なくとも診察室は分けることが望ましい) こと <input type="checkbox"/> 必要な検査体制を確保している <input type="checkbox"/> 裏面に記載の医療従事者の十分な感染対策を行っている
HER-SYS への対応	<input type="checkbox"/> HER-SYSに対応可能

※鼻咽頭拭い液等とは、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液を含む

1. 「感染対策の状況」欄の全ての□にチェックがつくことが必要です。
2. 提出にあたっては、委任状の控えを医療機関でも保管してください。

(裏 面)

医療従事者の十分な感染対策について

1 唾液により検査を実施する場合

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

2 唾液以外の検体（喀痰、鼻咽頭拭い液等）により検査を実施する場合

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば、気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95マスク（またはDS2など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。